
平成29年度

下仁田町環境基本計画年次報告書



「青岩公園」と「クリッペ」

平成31年3月

群馬県甘楽郡下仁田町

はじめに

平成19年8月、町環境政策の指針となる、第1次「下仁田町環境基本計画」策定から10年が経過しましたが、この間、町では、自然災害、放射能汚染、空地・空家対策など、さまざまな変化に対応した取り組みが求められてきました。

今後さらに10年間これらの課題に対応し、町の恵まれた環境を守り、将来の世代へ継承・発展させていくため、新たな取り組みが必要と考え、平成29年度から38年度までを計画期間とした第2次「下仁田町環境基本計画」を策定しました。

本書は、基本計画の平成29年度の取り組み状況について報告書にまとめたものです。

この基本計画では、10年間の内に行うべき具体的な施策の構成を11項目の柱として、それぞれの計画に目標と達成の目安を定めており、これに向けた取り組みを展開することとしています。（表1参照）

表1 具体的施策

No.	計画の柱	計画の目標	達成のめやす
1	水 環 境	①水源のまちとして水環境の浄化を進める ②良質な水道水源を保全する	・浄化槽設置整備事業の推進 50～100基／年 ・河川の水質は基準値を超えない
2	山 林 ・ 農 地	①優良林地を増やす ②農地の有効活用をはかる	・放置状態にある山林を減らす ・遊休農地を減らす
3	自 然 ・ 生 き も の	①自然や動植物の保全の仕組みをつくる	・貴重な動植物、および生育・生息地を指定する
4	ご み の 減 量	①ごみ減量のための工夫をする ②ごみの分別とリサイクルを進める	・美化活動を定例化する ・生ごみ処理機を普及させる ・紙・容器包装プラスチックを分別対象とし、燃やしやすいごみの資源化率を高める
5	省 エ ネ ・ 省 資 源	①省エネルギーを進める ②省資源のための取り組みを進める	・冷房は28℃、暖房は20℃の設定を保つ ・町内全体で消費する電力を削減する ・マイバッグ運動を定着させる
6	景 観	①美しいまち並みを守るための取り組みを進める ②美しい農村風景を守るための取り組みを進める	・景観整備重点地区(仮称)を設定する。 ※景観重点地区(屋敷・本宿)H23年指定 ・緑化コンクールを実施する
7	生 活 環 境	①公害のない町づくりを進める	・法規制の遵守を徹底する
8	老 朽 危 険 空 家	①老朽空家除去補助制度を普及させ、所有者による適切管理を呼び掛ける。	・計画期間中、年間15棟の老朽危険空家の除却を実施する。
9	地球温暖化防止策	①地球温暖化防止の取り組みにより環境保全の町のイメージをつくる。	・計画期間中CO2排出量5%削減させる。
10	放 射 線 対 策	①放射線モニタリング事業継続による安全・安心の確保	・早期に放射能汚染重点調査地域の指定解除を目指す
11	環 境 へ の 意 識	①大人の環境に対する意識を高める ②子どもの環境教育を進める	・環境に関するイベントを年1回開催する ・環境に関わる活動に、全町民・事業者・行政が何らかの形で参加する

No.1 水環境への取り組み

当町では定期的に河川水質監視目的で、平成29年度も例年どおり年2回の水質検査(表2、3参照)を継続しました。

夏期は、浮遊物質(SS)、生物化学的酸素要求量(BOD)、溶存酸素量(DO)が、環境基準値を満たしました。

大腸菌群数は、5地点とも環境基準(1,000MPN/100ml)超過の状態が続いています。

冬期の大腸菌群数は、鐺川(安導寺・本宿)で環境基準(1,000MPN/100ml)を下回りましたが、その他の地点では環境基準を上回りました。

大腸菌群数で最も高かったのは、冬期の長源寺橋の110,000MPN/100mlであり、昨年は環境基準を下回っていましたが、今回は、高い数値が計測されました。なお、原因は不明です。

当町以外の下記河川測定結果によると、鐺川橋下(鐺川)では最大値で24,000(MPN/100ml)となっており、鐺川下流では数値が低くなっていました。

また、群馬大橋下(利根川)でも最大値で79,000(MPN/100ml)と鐺川よりも少ないことから、水量も測定結果に影響されと考えられます。



町中心部を流れる鐺川(冬の風景)
(吉崎大橋より撮影)

■平成29年度当町以外の河川測定結果

大腸菌群数 (MPN/100mL)	鐺川 (鐺川橋) 高崎市	利根川 (群馬大橋) 前橋市
	高崎市	前橋市
最大値	24,000	79,000
最小値	68	230

※検査結果資料先: 群馬県環境森林部環境保全課

※検査結果は年間数回実施していることから、
最大値と最小値があります

群馬県の生活環境に関する環境基準(鐺川=A類型)					
略称	PH	SS	BOD	DO	大腸菌群
項目	水素イオン濃度	浮遊物質	生物化学的酸素要求量	溶存酸素量	大腸菌群数
基準値	6.5以上 8.5以上	25mg/L以下	2mg/L以下	7.5mg/L以下	1,000MPN/100mL以下

表2 河川水質調査結果(夏期)

調査年度	鎗 川 (不通橋)					鎗 川 (八千代橋)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.5	0.9	0.6	9.1	3,300	8.4	1.9	0.8	9.1	7,900
2007	7.9	2.5	0.5	9.0	1,100	7.9	2.5	0.9	9.0	3,300
2008	7.9	2.2	1.0	8.5	7,900	7.9	2.0	0.5	8.8	7,900
2009	8.4	3.0	1.2	8.6	4,600	8.4	4.0	1.3	8.3	2,200
2010	7.9	14.0	1.0	8.7	1,300	7.8	15.0	1.0	8.7	1,400
2011	8.0	1.0	0.5	8.3	4,900	8.0	2.0	0.7	7.9	7,900
2012	8.3	0.1	0.5	8.6	3,300	8.2	1.0	0.5	8.7	7,000
2013	8.3	2.0	0.5	8.8	13,000	8.4	2.0	0.8	8.5	4,900
2014	8.0	1.0	0.6	8.3	2,400	8.1	2.0	0.8	8.0	7,900
2015	8.0	1.0	0.5	9.9	3,300	8.0	1.0	0.5未満	9.6	2,400
2016	8.0	4.0	0.5	9.1	4,900	8.0	3.0	0.5未満	8.9	14,000
2017	8.6	1.0未満	0.8	9.5	1,100	8.3	1.0未満	0.5	10.0	17,000

調査年度	鎗 川 (安導寺)					鎗 川 (本宿)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.5	1.2	0.6	9.8	1,700	8.1	1.3	0.5	9.1	1,400
2007	7.8	2.5	0.5	9.0	3,300	7.8	2.5	0.5	8.9	4,900
2008	7.9	2.0	0.5	8.8	11,000	7.7	4.3	0.5	8.6	4,900
2009	8.2	6.0	0.9	8.7	2,400	7.9	18.0	0.7	8.6	7,900
2010	7.8	15.0	0.5	8.7	3,300	7.9	13.0	0.5	8.7	4,900
2011	8.0	1.0	0.5	8.1	49,000	8.0	2.0	0.5	8.7	3,300
2012	8.1	1.0	0.8	8.9	3,300	8.0	1.0	0.5	8.8	7,000
2013	8.3	2.0	0.5	8.9	11,000	8.0	1.0	0.5	8.5	13,000
2014	8.1	2.0	0.4	8.3	4,900	7.9	2.0	0.3	8.2	4,900
2015	8.0	1.0	0.5未満	9.6	3,300	7.9	1.0	0.5未満	9.8	1,700
2016	7.9	3.0	0.5未満	9.0	4,900	7.9	5.0	0.5未満	8.9	7,900
2017	8.6	1未満	0.7	10.7	11,000	7.9	1未満	0.5	9.8	7,000

調査年度	南牧川 (長源寺橋)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.3	2.1	0.8	8.8	11,000
2007	7.9	1.3	0.5	9.1	4,900
2008	8.0	0.4	0.5	8.7	17,000
2009	8.7	2.0	1.0	8.4	1,400
2010	7.9	5.0	0.6	8.6	400
2011	8.4	1.0	0.6	8.0	1,300
2012	8.3	1.0	0.5	8.8	4,600
2013	8.1	1.0	1.0	8.2	3,300
2014	8.3	3.0	0.3	8.2	3,300
2015	8.1	1未満	0.5未満	10.0	2,400
2016	8.0	2.0	0.5未満	9.1	3,300
2017	8.4	1未満	0.5未満	10.1	9,500

※ 黒数値は環境基準範囲内

※ 赤数値は環境基準を満たさない

表3 河川水質調査結果(冬期)

調査年	鑄 川 (不通橋)					鑄 川 (八千代橋)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.2	1.9	0.9	13.0	7,900	7.8	5.4	2.0	13.0	240,000
2007	7.9	9.2	1.9	11.0	7,900	7.7	5.6	3.1	11.0	7,900
2008	7.8	2.3	0.5	12.3	4,600	7.8	5.4	2.7	11.7	2,600
2009	7.9	1.0	0.6	12.2	4,600	8.0	3.0	1.3	12.0	13,000
2010	7.8	1.0	0.5	12.0	17,000	7.6	2.0	1.0	12.0	49,000
2011	8.2	1.0	0.6	12.0	2,800	7.8	5.0	1.6	11.0	130,000
2012	8.1	1.0	1.1	12.0	13,000	7.9	5.0	2.6	12.0	170,000
2013	8.1	2.0	1.2	12.0	17,000	7.8	5.0	2.6	12.0	17,000
2014	8.0	1.0	1.1	13.0	1,700	7.9	6.0	2.7	12.0	1,700
2015	8.0	1未満	0.8	13.0	1,300	7.9	1未満	1.0	13.0	790
2016	7.9	2.0	0.8	13.0	130,000	7.9	4.0	2.7	13.0	35,000
2017	7.9	1.0	0.5未満	14.8	4,900	7.8	5.0	1.4	14.2	3,500

調査年	鑄 川 (安導寺)					鑄 川 (本宿)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.1	0.5	0.5	14.0	3,300	7.8	2.1	0.5	12.0	1,700
2007	7.8	0.9	0.6	11.0	3,300	7.8	6.3	0.7	11.0	790
2008	7.8	0.7	0.5	12.3	790	7.8	1.1	0.5	11.9	790
2009	8.0	1.0	0.5	12.9	700	7.8	1.0	0.5	12.1	330
2010	7.9	1.0	0.5	12.0	2,200	7.8	1.0	0.5	12.0	920
2011	8.0	1.0	0.5	12.0	3,300	7.8	1.0	0.5	11.0	490
2012	8.1	1.0	0.5	13.0	23	7.9	1.0	0.5	12.0	49
2013	8.0	1.0	0.7	12.0	33,000	7.8	1.0	0.6	11.0	17
2014	8.1	1.0	0.6	13.0	280	7.8	7.0	0.4	12.0	1,300
2015	8.0	1未満	0.5	14.0	110	7.8	1未満	0.5未満	13.0	240
2016	8.0	1未満	0.5未満	13.0	130	7.8	1未満	0.5	12.0	130
2017	8.0	1未満	0.5未満	15.1	310	7.8	1未満	0.8	14.0	79

調査年	南牧川 (長源寺橋)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
2005	8.2	1.4	0.8	13.0	3,300
2007	7.9	2.9	2.9	11.0	14,000
2008	7.9	1.5	0.7	11.7	3,300
2009	8.4	1.0	0.6	12.2	490
2010	8.1	1.0	1.3	11.0	11,000
2011	8.0	1.0	0.6	11.0	4,900
2012	8.5	1.0	0.7	12.0	33
2013	8.6	2.0	1.3	12.0	33,000
2014	8.4	1未満	1.8	13.0	2,400
2015	8.2	1未満	0.8	13.0	2,400
2016	8.1	1未満	0.5	13.0	490
2017	8.1	1未満	0.5未満	14.0	110,000

※ 黒数値は環境基準範囲内

※ 赤数値は環境基準を満たさない

【図1】 八千代橋における大腸菌群の推移(冬期)

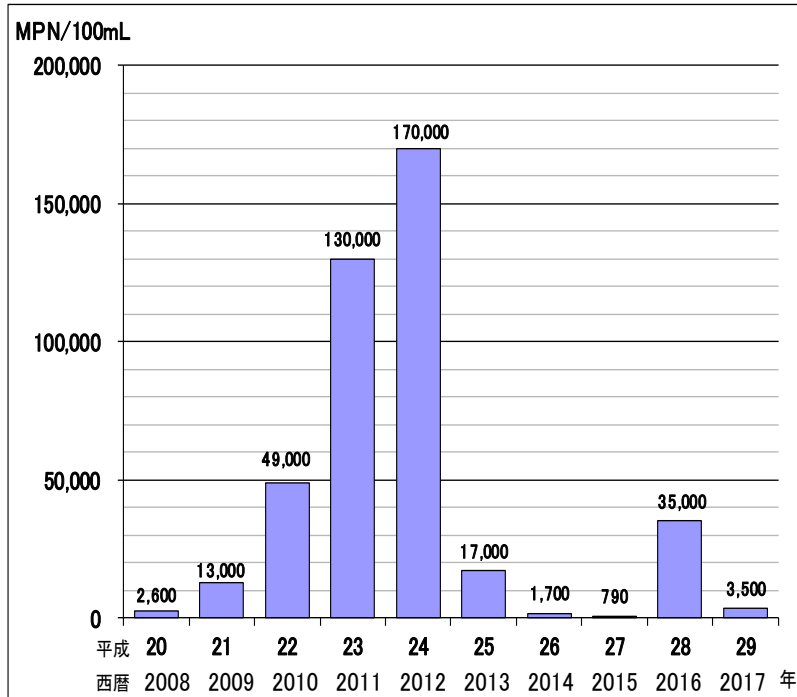
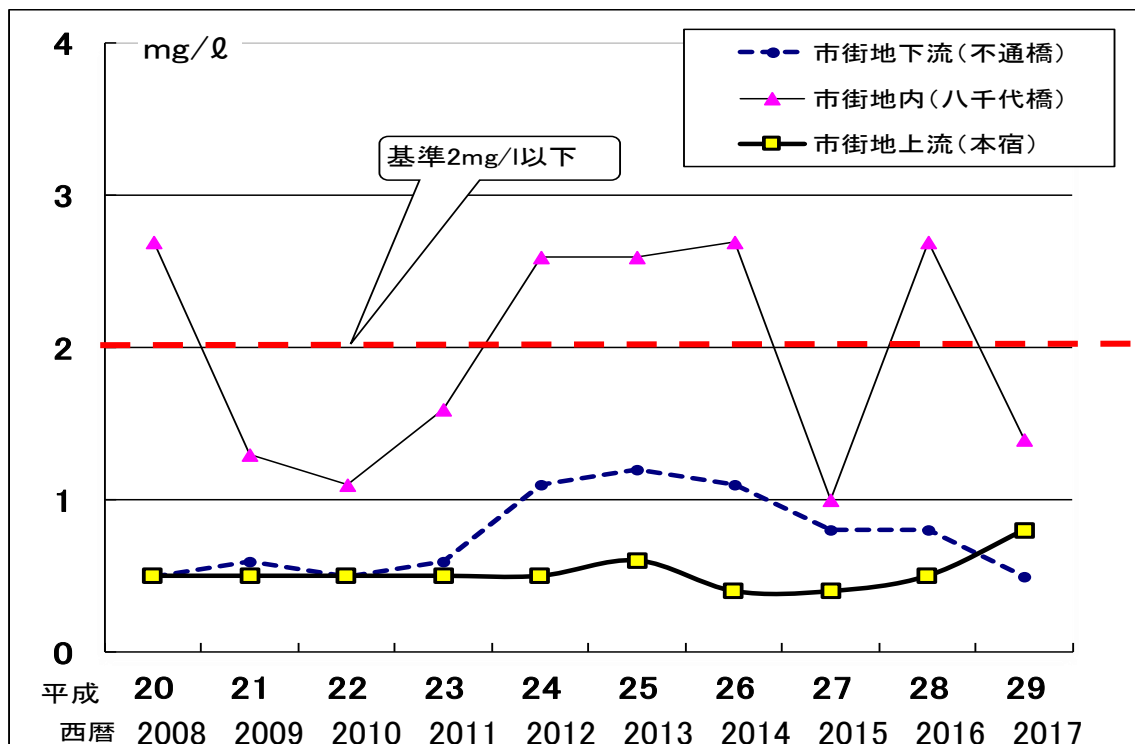


図1では、市街地付近を流れる八千代橋下の河川を観測地点とした大腸菌群数(冬期)の経年変化です。

残念なことに、環境基準である1,000 MPN/100 ml以下をクリアする年度はほとんどありません。年度で大幅な変動があり特定できる確実な原因は定かではありませんが、合併浄化槽普及率の遅れも要因のひとつと考えられます。

▼図2 冬期の鍮川の汚れ(BOD)



BOD水質検査

生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつ。水の中のごとの成分は、水の中の酸素を吸って生きているバクテリアによって分解され、きれいになっていきます。

BODとは、バクテリアがよごれを食べる活動のために使った水の中の酸素の量です。汚れが多いとたくさん酸素が使われます。

図2は、鐺川の冬期の汚れ(BOD/生物化学的酸素要求量)の比較ですが、上流部に比べ市街地内の数値が悪いことがうかがえます。これも図1と同様に、自然環境に由来する河川の汚れに加え、各家庭から排出される生活雑排水の流入量が人口密集地で増加し、水中の微生物の活動が活発になることがその要因のひとつと考えられます。



▲鐺川水系の上流、荒船湖(道平川ダム)

家庭から排出される生活雑排水への対策として、平成19年度までは合併浄化槽設置者に補助金として交付し

ていましたが、平成20年度からは、町が計画から設置までを一貫して行う「市町村設置型」に転換し、合併浄化槽への推進を進めています。設置数は、平成26年度28基、平成27年度27基、平成28年度30基、平成29年度28基となっております。年次目標である50基/年を達成することは出来ませんでした。

その要因には、過疎・高齢化、核家族化により単独浄化槽等から合併浄化槽へ転換の停滞、町内の新築住宅建設の伸び悩みなどが上げられ、補助金が交付されても個人負担が大きいこと、敷地条件等により合併浄化槽設置が困難なことも考えられます。

■新築空家件数(一般住宅・店舗等含む)

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新築件数	22	16	11	9	19	19

※資料先：下仁田町住民税務課税務係

■浄化槽設置数(H29年度末集計表) ※市町村設置型以外も含む

行政機関	H29年度新設数			H29年度廃止数			H29年度末数		
	合併	単独	合計	合併	単独	合計	合併	単独	合計
下仁田町	33	0	33	3	2	5	857	1,724	2,581
甘楽・富岡	227	0	227	25	110	135	5,975	10,809	16,784
群馬県全体	4,984	6	4,990	530	2,032	2,562	129,597	180,241	309,838

※資料先：群馬県西部環境森林事務所

この「合併浄化槽」は、し尿と生活雑排水（台所や風呂、洗濯水など）を同時に処理してきれいな水を放流する施設で、集合処理施設（下水道や農業集落排水施設など）とくらべると遥かに小さい施設ですが、その能力は同等とされています。

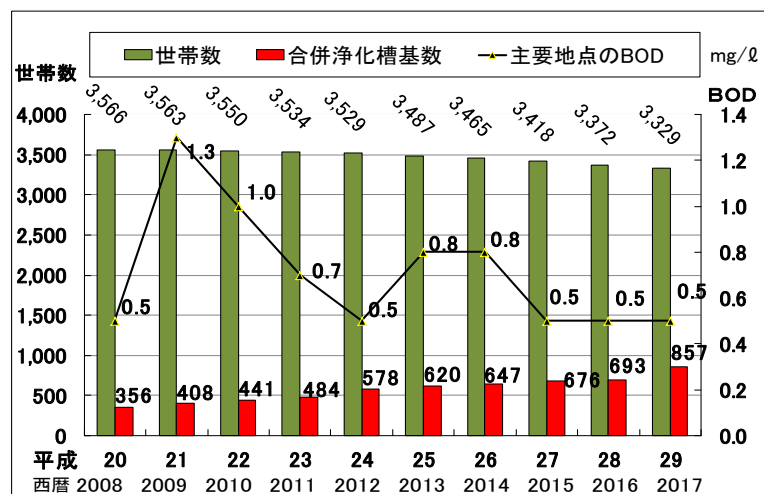
しかしながら、当町は「単独浄化槽」が主流であり、県内にも約18万基が稼働していますが、この単独浄化槽から排出される家庭排水は合併浄化槽の8倍もの汚れ（BOD 数値比較）として河川へ流れ込み、水質汚濁の一因となっています。

当町は、平成29年度3月末現在3,318世帯に対し、合併処理浄化槽設置基数は857基（25.83%）、単独処理浄化槽設置基数は1,724基（51.96%）、その他は737世帯（22.21%）で、合併浄化槽の普及率が少ないことが分かります。これを県内35市町村の汚染処理人口普及率で比較した場合、平成29年度で35.7%となり、水源の町であるにも関わらず、県内で最下位となっています。特に、全国平均90.9%、県平均80.5%と比較して大きく下回っています。

●平成29年度汚染処理人口普及率
近隣町村の状況

順位	市町村名	普及率(%)
1	桐生市	96.8
2	上野村	96.3
9	甘楽町	91.6
28	安中市	62.0
29	富岡市	60.2
34	南牧村	49.4
35	下仁田町	35.7
※全国平均		90.9
※群馬県平均		80.5

図3では世帯数及び合併浄化槽基数及び夏期の八千代橋におけるBOD（生物化学的酸素要求量）の比較を表したものです。全ての年度においてBODは環境基準（2mg/以下）を下回り安定した検査結果となっていることが分かりますが、良質な水道水源の確保のため、合併浄化槽の普及は急務となっています。



▲【図3】主な観測地点におけるBODと町内浄化槽設置数設置数
（世帯数：浄化槽数は各年度9月末現在）
（BODとは、生物化学的酸素要求量で環境基準値は2mg/L以下）

「水環境」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
水源の町として水環境の浄化を進める	合併浄化槽設置(50基/年)	合併浄化槽設置28基設置	×
良質な水道水源を確保	河川の水質は基準値を超えない	河川水質調査結果で「大腸菌」が大幅に基準値を超えている	×

No.2 山林・農地への取り組み

1. 山林

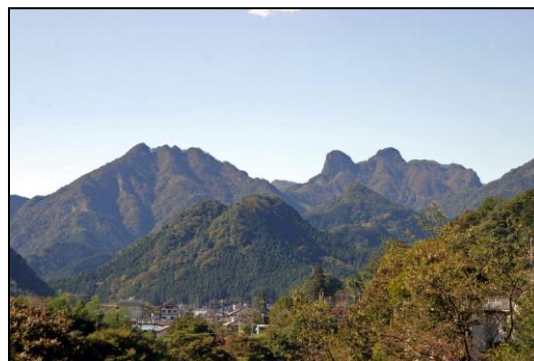
幹が太く、林床の植正が豊かな森林は、木材としての利用だけでなく森林環境の保全に役立ちます。このような森林を造成するためには、枝葉を茂らせ、十分な光合成活動を維持する樹木を育てなければなりません。

また、二酸化炭素の吸収源対策として、森林整備を確実に進めていくことが重要であることから、地元森林組合が中心となり災害に強い活力ある森林づくりを進めています。

しかしながら、基幹産業である林業は、外国産の安い木材の輸入等の影響で低迷し、木材を伐採し販売しても伐採費用にしかならない(利益がでない)という状況が長年続いています。

特に、最近の住宅は、日本住宅建築(柱を見せ材質にこだわる)タイプから、木材を見せない(組立タイプ)となっており、国内産木材の需要減少の原因になっています。

また、優良林地を増やすため、ヒノキの植林を行っていますが、有害鳥獣(イノシシ等)の被害を受け、その対策に苦慮しています。



▲ 町の85%を占める山林。
不在地主が深刻化となっておりますが、
地元森林組合によって災害に強い活力ある
森林づくりが進められています。

2. 農地

下仁田ネギと蒟蒻の特産のイメージが強い農業は、担い手が少なく、長年基幹産業を支えてきた高齢者は、やむなく農業を廃業しなければならない状況が懸念されています。

しかしながら、優良農地も多く、下仁田ネギの生産拠点となっている馬山地区では、全盛期よりも栽培量は減少しているものの、下仁田ネギや蒟蒻の生産が行われ、農業景観が保たれています。

また、下仁田ネギ祭などのイベントを開催し、今後も歴史ある下仁田ネギなどを中心に、農業関係機関の協力のもと農地の利活用を展開していきます。



▲ブランド化で付加価値販売を展開する
下仁田ネギ。

「山林・農地」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
優良林地	放置状態にある山林を減らす	森林組合により計画的に間伐が行われている	○
農地の有効活用を図る	遊休農地を減らす	高齢化や後継者不足、条件の良い農地(町外)での耕作者の増加	×

No.3 自然・生きものへの取り組み

野生生物を取り巻く環境は、年毎の気候や他の生物の繁殖状況、開発や管理放棄など、人による土地利用の変化、急激な過剰採取、外来生物の侵入など様々な要因から影響を受けており、野生生物の生息生育状況は常に変動しています。

絶滅のおそれのある野生生物を保護するためには、その実態を知ることが不可欠です。常に変動する野生生物の生息・生育状況を常時確認することは難しいとしても、定期的な調査によって状況を確認し傾向を把握しておく必要があります。

当町では、群馬県発刊のレッドデータブック動物編、植物編【平成24年度(2012年)改訂版】を、自然環境と野生動植物を守るため、開発工事などの際に配慮すべき重要な指標として活用していきます。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種は212種が指定されていますが、県内に生息・生育する種は11種となっています。

図4-1は、町内の公共の場所で死亡した野生動物(犬、猫は除く)の回収数を示したものです。国道254号の交通量の増加等に伴い車と衝突する野生動物数が増えています。また、その種類もタヌキやハクビシンといった小型動物から、シカ、イノシシといった大型動物が増えており、これらの生き物が人里近くへ出没している様子がうかがえます。

図4-2はペットとしてなじみの深い犬・猫の町内道路上での交通事故等による死亡数の推移ですが、一時下仁田地区の減少傾向が認められましたが、馬山地区と同様増加に転じました。その他の地区は一定の件数で推移しています。

■ 県内に生息する希少野生動植物	
動物	植物
チューヒ	ウラジロヒカゲツツジ
イヌワシ	アツモリソウ
オジロワシ	カッコウソウ
オオワシ	
クマタカ	
ハヤブサ	
ヒヨキンモドキ	
フサヒゲルリカミキリ	
ゴマシジミ	



▲ヒヨウモンモドキ

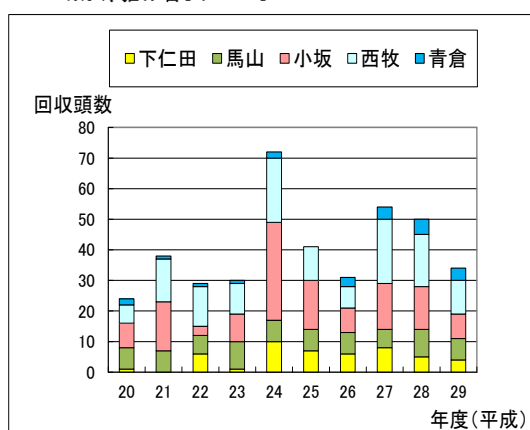


▲カッコウソウ

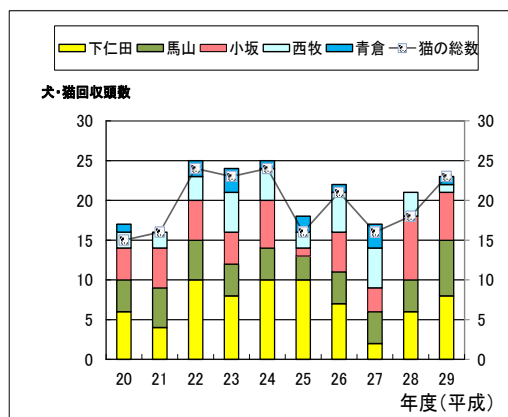
▼図4-1 町内公共施設の場所で死亡し、回収した野生動物数

(主にシカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン等)

※犬、猫は含まれていません



▼図4-2 町内道路で死亡し、回収した犬・猫の頭数



「自然・生きもの」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
自然や動植物の保全の仕組みをつくる	貴重な動植物および生育・生息地を指定する	群馬県発刊のレッドデータブックを、配慮すべき重要な指標として活用しました。	○

No.4 ごみの減量への取り組み

今、時代は大量消費からエコやリサイクルの時代へと変化しつつあります。町では平成12年度から、ゴミの減量を進めるため生ゴミ処理機を購入した方への補助（本体価格の1/2で最大25,000円まで）を実施しており、平成29年度も継続実施しました（図5は平成12年度から29年度までの設置状況）。

生ゴミ処理機は、生ゴミを乾燥・減量化することで、家庭菜園等の肥料として再利用できます。また、乾燥してから燃えるゴミとして排出するので、燃えやすくなるというメリットがあります。

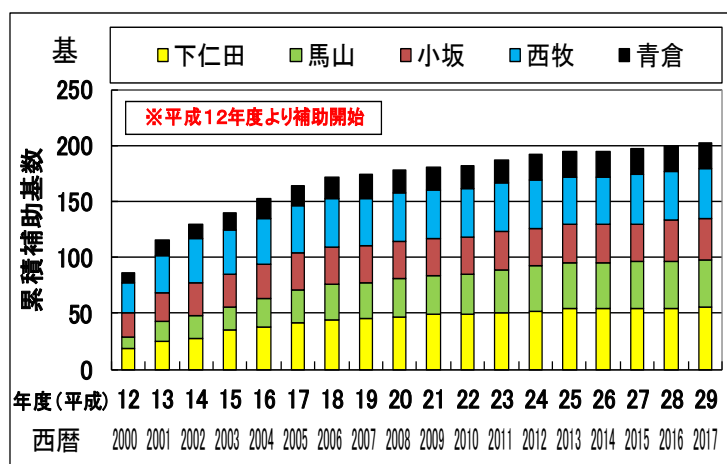
なお、補助金交付件数は、平成29年度末現在202基で、多い台数とは言えませんが、重要な取り組みのひとつとして、今後も推進していく考えです。

図6は、地区や団体が行なう廃品回収（有価物集団回収）に対する補助の実績です。この集団回収は、ゴミの減量化と資源の有効活用に貢献しています。

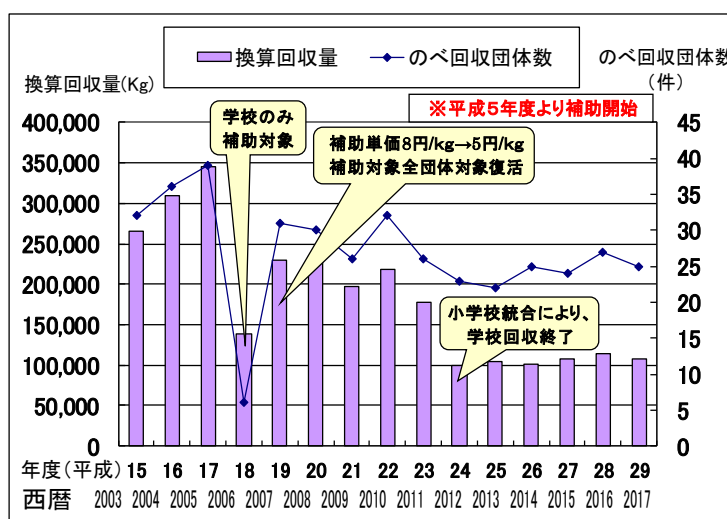
平成17年度をピークに右肩下がりとなり近年は微減をしていますが、これは少子化、人口の減少に起因する回収団体の減少が主な原因と考えられます。

中でも平成18年度は大幅に減少していますが、これは予算の都合上、学校に対してのみ補助金を交付したためです。平成19年度以降は、以前のように全団体対象に戻したものの、行財政改革の一環としての補助単価の減額（8円→5円/kg）の影響や、そのまま再開しない団体もあり、回収団体数・回収量とも平成17年度並みまでに回復せず、減少を続けています。

さらに平成24年度には、小学校4校が統合され1校になったため各小学校PTAが中心となって実施していた集団回収活動が無くなり、回収量が大幅に減少しました。



【図5】生ゴミ処理機の補助数



【図6】有価物集団回収の推移

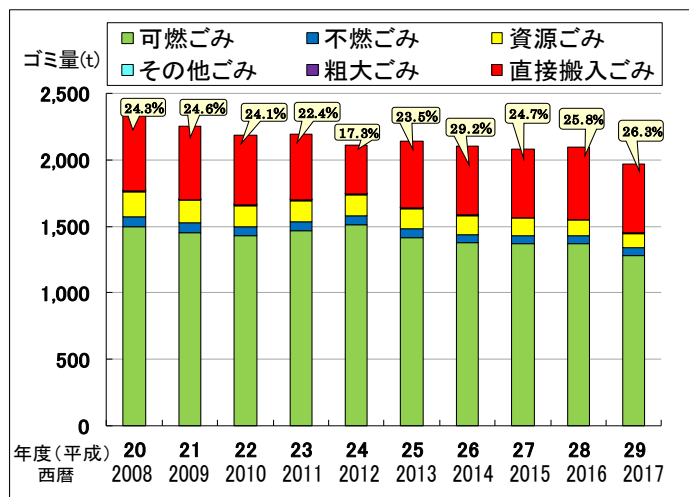
▼【図7】 ごみ排出量状況

平成24年度以降、回収量、回収団体ともに横ばい状態ですが、資源リサイクル活動の一つとしてPRし、有価物回収団体の支援を継続していきます。

図7は「ごみ排出量状況」の状況です。この図からは、ごみ排出総量がやや減少傾向にあることが伺えますが、これは人口減少に伴うものと考えられます。

また、直接ごみを焼却場に搬入した場合、個人及び事業者に限らず有料（1kg20円／1ヵ月200kg超えた場合）として扱う一方、ごみステーション収集では、原材料費高騰による仕入れ価格上昇にもかかわらず、15年間据え置かれてきた町指定ごみ袋販売価格を、平成28年4月から値上げ（可燃ごみ袋45L／1枚25円を30円など）を行い、ごみ収集・処理経費とのバランスを考慮し実施しています。

なお、ゴミ袋が有料化されていることで、ゴミを少しでも減量化させようとする意識醸成につながっていると考えます。



▲直接搬入ごみについては、計測機で測定し、毎月の総重量(200kg以上)に応じ支払を請求しています（写真：下仁田町清掃センター）

▲新聞紙等の資源リサイクルを行い、焼却量の減少を進めています

▲ペットボトルも分別され、リサイクル業者へ引き渡します

▼【図8】 排出されたごみの処理別量の推移

図8は「ごみの処理別量の推移」です。人口減少に伴い処理量は年々減少していますが、資源化量の割合も減少しているため、新聞紙など、分別を徹底し、資源化量を増やして、焼却するごみの量を減らす努力が求められます。

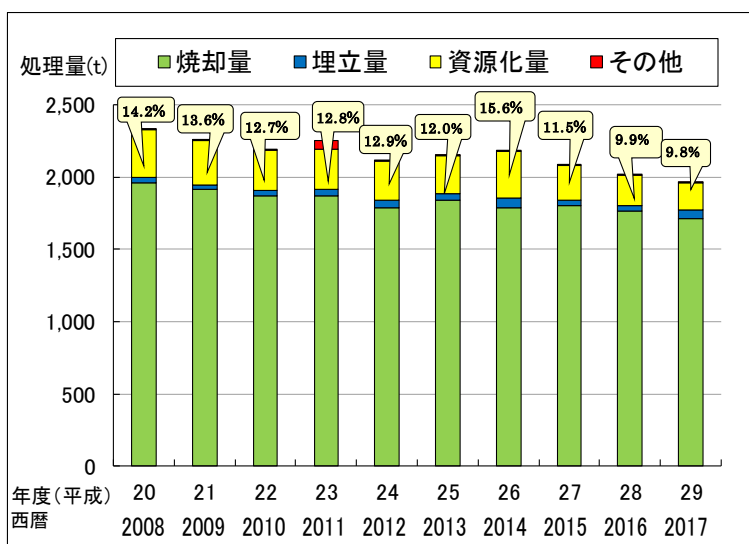
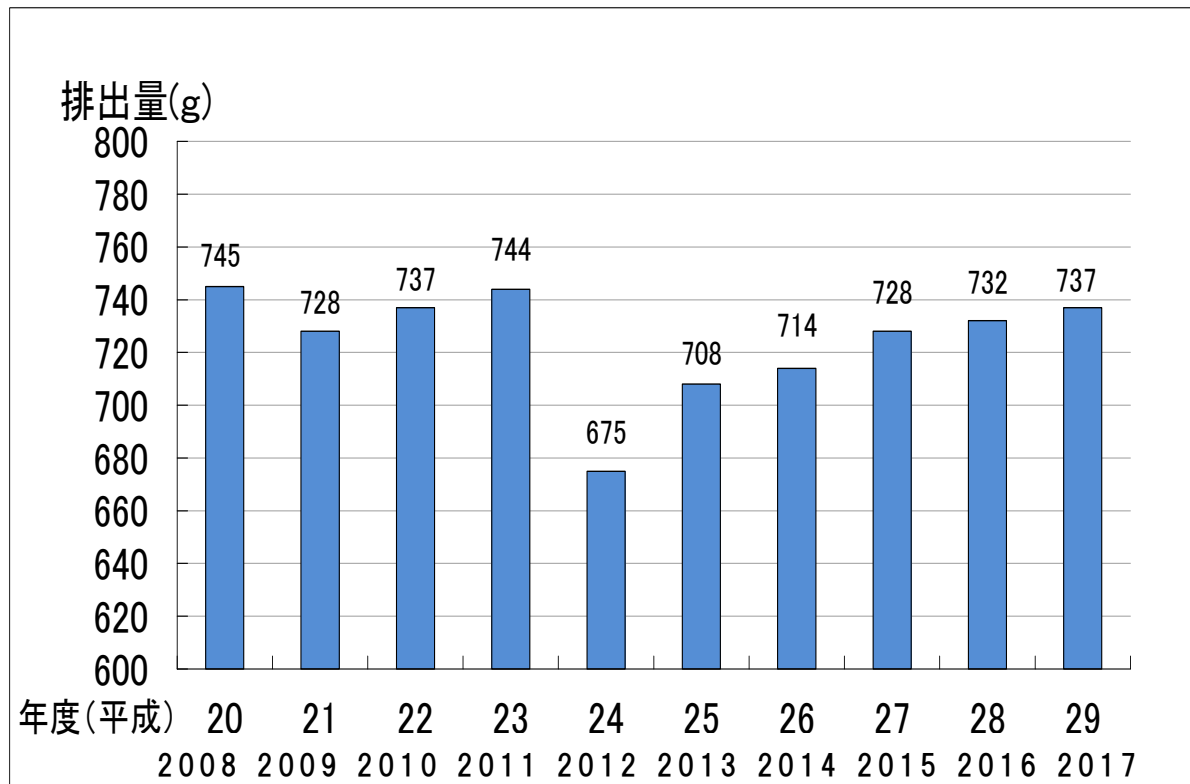


図9は「一人一日あたりのごみ排出量」の推移です。平成29年度は737gでした。平成28年度は732gですが、これは、県内第4位で、県内でも有数の排出量の少ない自治体となっています。

ごみの排出量が少ない市町村の取り組みとしては、ごみの処理の有料化を実施していること、分別の種類が多いこと、3Rの普及啓発に力を入れていることなどが挙げられます。

町民1人が毎日10gのごみを減らすことがで、町全体で年間約30tものごみを減らすことが可能です。また、当町のごみ処理経費は1年間で8,306万円（処理及び維持管理費のみ／町民1人あたり約11,000円）となっています。

▼【図9】 一人一日あたりのごみ排出量



「ごみの減量」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
ごみ減量のための工夫	美化運動を定例化する	廃品回収(古紙、布、ビン、缶等)実施団体に助成金を交付し、ごみ減量化を推進→平成29年度実績／述べ25団体、換算回収量98t、助成金額492千円)	○
	生ごみ処理機を普及させる	H29年度補助2件 (H29年度時点での補助対象累計台数:202台)	○
ごみの分別とリサイクルを進める	紙・容器包装プラスチックを分別対象とし、燃やすごみの資源化率を高める	紙、容器包装プラスチックは「燃えるごみ」として焼却されており、資源化が図られていない。	×

No.5 省エネ・省資源への取り組み

地球温暖化防止の普及啓発を図り、身近で成果が実感しやすい温暖化防止に向けた行動を役場庁舎、保健センター、甘楽西部環境衛生施設組合、厚生病院などで取り組みました。

表4-1のエネルギー調査結果は、平成28年度と平成29年度の燃料使用量、電気使用量、自動車走行量等消費量を比較したものです。

▼表4-1 平成28・29年度エネルギー調査結果比較

調査項目			単位	平成28年度				平成29年度				比較	
				下仁田町	甘西環境	下仁田厚生病院	計	下仁田町	甘西環境	下仁田厚生病院	計		
燃 料 消費量	ガソリン		L	22,846	401	1,376	24,623	26,315	440	1,160	27,915	3,292	
	灯油		L	134	15,120		15,254	156	12,701		12,857	-2,397	
	軽油		L	1,569	1,429		2,998	3,291	1,357		4,648	1,650	
	A重油		L		102,700		102,700		103,100		103,100	400	
	液化石油ガス(LPG)		m³	30			30	30			30		
	都市ガス		m³	65,176		259,970	325,146	64,150		273,592	337,742	12,596	
電気使用量(東京電力)			KWA	1,417,365	1,238,483	942,636	3,598,484	1,405,729	1,208,764	954,945	3,569,438	-29,046	
自動車 走行量	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km	95,982		9,424	105,406	96,123		8,097	104,220	-1,186	
		軽乗用車	km	79,064		2,166	81,230	73,843		4,610	78,453	-2,777	
		普通貨物車	km	11,399	657		12,056	7,247	525		7,772	-4,284	
		小型貨物車	km	24,531		2,056	26,587	13,354		1,980	15,334	-11,253	
		軽貨物車	km	103,370	4,161		107,531	115,183	6,045		121,228	13,697	
		特殊用途車	km	2,300			2,300	2,170			2,170	-130	
	LPG	バス	km				0				0		
		軽 油	普通・小型乗用車	km	5,812			5,812	2,974			2,974	-2,838
			普通貨物車	km		2,191		2,191		2,456		2,456	265
			小型貨物車	km	5,538	754		6,292	5,662	824		6,486	194
			特殊用途車	km	3,624	1,747		5,371	7,315	2,141		9,456	4,085
			バス	km				0	4,524			4,524	4,524
		一般廃棄物焼却量(全量)			湿t		2,225		2,225		2,156		2,156
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック)			乾t		647		647		658		658	11	
笑気ガス(麻酔剤)使用量			kg				0				0		
し尿処理量(し尿処理施設)			m³		8,391		8,391		8,362		8,362	-29	
浄化槽			人	529	16	474	1,019	465	16	473	954	-65	
町有林施業量(伐採面積一樹齢)			ha・年生				0				0		

表4-1の電気使用量が減少した理由として、電気のLED化や無駄な電気を消す省エネ意識等の取り組みの推進による事が考えられます。

▼表4-2 本町等の平成28年度(下仁田町地球温暖化防止実行計画基準年度)・と平成29年度における活動毎のCO2排出量・吸収量

単位:Kg-CO2

		平成28年度				平成29年度				比較
		下仁田町	甘西環境	下仁田厚生病院	計	下仁田町	甘西環境	下仁田厚生病院	計	
ガソリン		53,043	932	3,195	57,170	61,094	1,022	2,693	64,809	7,639
灯油		289	73,641		73,930	388	31,619		32,007	-41,923
軽油		4,056	3,693		7,749	8,507	3,508		12,015	4,266
A重油			278,279		278,279		279,363		279,363	1,084
液化石油ガス(LPG)		78			78	90			90	12
都市ガス		140,813		561,614	702,427	138,514		590,747	729,261	26,834
電気使用量(東京電力)		710,331	619,242	475,901	1,805,474	683,184	587,459	464,103	1,734,746	-70,728
ガ ソ リ ン P G	普通・小型乗用車	883		87	970	884		74	958	-12
	軽自動車	556		15	571	519		32	551	-20
	普通貨物車	145	8		153	93	7		100	-53
	小型貨物車	290		17	307	112		17	129	-178
	軽貨物車	658	29		687	812	43		855	168
	特殊用途車	27			27	25			25	-2
	バス									
軽 油	普通・小型乗用車	13			13	7			7	-6
	普通貨物車		14		14		11		11	-3
	小型貨物車	16			16	17	2		19	3
	特殊用途車	29	14		43	59	17		76	33
	バス					37			37	37
一般廃棄物焼却量(全量)			53,489		53,489		51,830		51,830	-1,659
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック)			1,788,739		1,788,739		1,819,151		1,819,151	30,412
笑気ガス(麻酔剤)使用量										
し尿処理量(し尿処理施設)			9,115		9,115		9,084		9,084	-31
浄化槽		10,326	273	11,244	21,843	9,077	312	9,233	18,622	-3,221
町有林施業量(伐採面積-樹齢)		-126,000	0	0	-126,000	-126,000			-126,000	
		795,553	2,827,468	1,052,073	4,675,094	777,419	2,783,428	1,066,899	4,627,746	-47,348

表4-2は、表4-1における使用量を、エネルギー消費排出による温暖化ガスであるCO²排出量に換算し、平成28年度と29年度を比較したものです。

今後も、節電・節水に努める他、庁用車等についても、やさしい車の運転や不要なアイドリング防止に心がけてまいります。

また、省資源のための取り組みとして、町民の皆様のご協力により、マイバック運動などの定着が進み、レジ袋削減や簡易包装など、環境にやさしい買い物スタイルが確実に進んでいます。

「省エネ・省資源」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
省エネルギーを進める	冷房は28℃、暖房は20℃の設定を保つ	公共施設における室内温度の調整等を実施	○
省資源のための取り組みを進める	町内全体で消費する電力を削減	福島第一原発事故以来、原子力発電所の停止等により、節電が見直されている。	○
	マイバッグ運動を定着	主婦層にマイバッグの定着化が進んでいる。	○

No.6 景観への取り組み

景観は、地域の自然、歴史、文化や日常の様々な活動の結果として形成されるものです。

そのため良好な景観を形成するために、私たちが景観を創造し育成する取り組みが重要です。

このことから、当町では平成24年1月「下仁田町景観条例」を施行し、景観行政に取り組んでいます。

また、景観を創り、観光資源としても活用する取り組みとして、下仁田インターチェンジ付近にア



▲下仁田インターチェンジ付近に咲くアジサイ

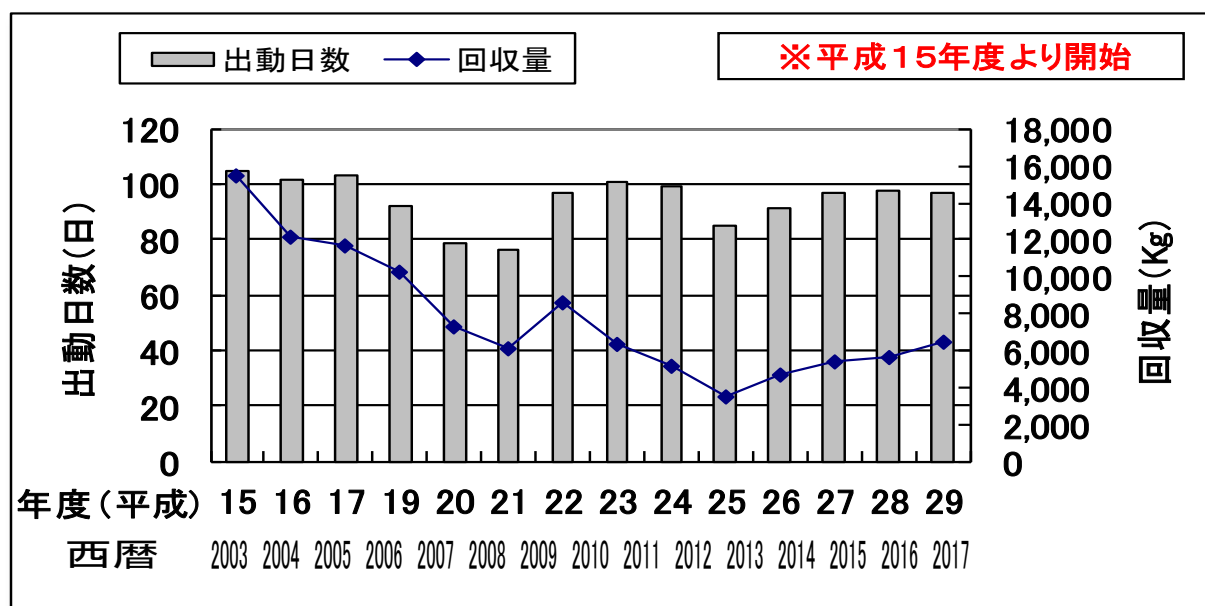
ジサイ園を開設、地元の「紫陽花の会」が管理運営を行っています。

今後も、皆が親しみの持てる良好な景観を創造していきたいと考えております。

「景観」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
美しいまち並みを守るための取り組みを進める	景観整備重点地区を設置する	下仁田町景観条例を平成24年1月1日から施行し町の良好な景観を次世代に引き継ぐことを目的としています。	○
美しい農村風景を守るための取り組みを進める	緑化コントロールを実施する	景観にやさしい草や木を植えることで美しい農村風景を守る取り組みを実施。(例：下仁田インターチェンジ付近にアジサイを植え、観光資源として活用している)	○

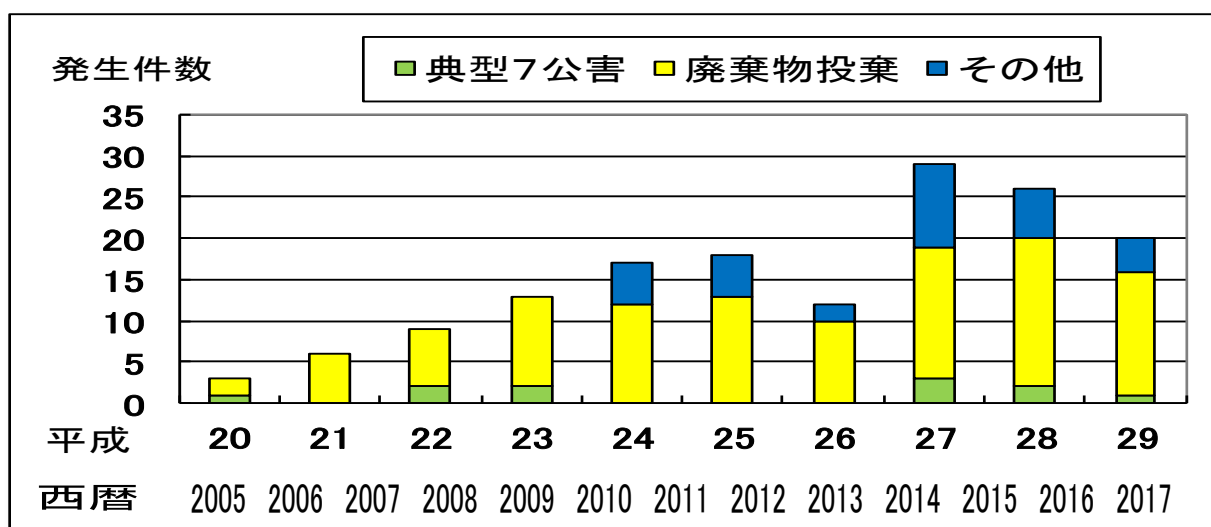
No.7 生活環境への取り組み



【図10】環境美化パトロールの実績

図10は、平成15年度から実施している、ポイ捨てや不法投棄対策の環境美化パトロールの実績です。シルバー人材(下仁田町社会福祉協議会)に委託し、通年(週2回)実施し、主に長野県境国道254号内山バイパスの清掃活動を行っています。

平成29年度の年間回収量は6,470Kgと、前年に比べ860kgの増加となりました。



【図11】公害苦情発生件数

図11は「公害苦情発生件数」です。苦情内容は、不法投棄17件、空地空家の雑草繁茂等7件でした。

【典型7公害とは】

公害対策基本法では、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭を公害としており、これらを総称して典型7公害といいます。

平成25年度には、国道254号内山バイパス(12号橋下)で大規模な不法投棄を群馬県と当町で撤去しましたが、平成26年度以降も不法投棄件数が増加傾向にあり、国道旧道、山間部林道、市街部でも、倉庫裏など人目につかないところでの事案が目立ちます。電化製品、古タイヤ、生活ごみなどの錯乱により環境景観を損ね、動植物の生態系の乱れも懸念されます。「下仁田町環境美化に関する条例」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、富岡警察署と連携し、証拠品などから投棄した者を特定し検挙につなげたり、広報による啓発や不法投棄禁止看板設置のほか、監視カメラ設置を行うなど、群馬県・警察・地域と連携した対応で、不法投棄を許さない体制づくりを強化していきます。

空地空家については、平成28年7月に「下仁田町空家等対策の推進に関する条例」を制定し、所有者らによる適正管理の理解を求めています。



▲町道4380号線(内山トンネル手前)の不法投棄
(平成29年4月12日撮影)

「生活環境」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
公害のない町づくりを進める	法規制の厳守を徹底する	野焼きによる通報・苦情の対応として、現場確認後、原因者に対して、環境汚染や火災の危険性や悪臭等により近隣への迷惑行為であるため、やめるよう指導を徹底しています。また、不法投棄対策として平成29年度もシルバー人材による道路パトロールを、述べ97日実施し、6,470kg(前年+860kg)の廃棄物を回収し、環境美化と不法投棄の抑止に努めました。	○

No.8 老朽危険空家への取り組み

●空家・空き地対策

近年では高齢化等による空家・空き地問題が全国的に懸念されています。

当町では、「下仁田町環境美化に関する条例」に基づき、地域における空き地の雑草繁茂や崩壊危険空き家対応を地元及び所有者のもと、行ってきましたが、平成27年5月、国の「空家対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたのを契機に、平成28年7月に「下仁田町空家等対策の推進に関する条例」施行と併せて空家等対策協議会が設置されました。平成29年3月には、平成27年度に地域創生課で行った空家調査の結果を参考に、平成29～32年度を計画期間とした「下仁田町空家等対策計画」が策定され、特定空家の除却など、町の総合的な空家対策の目標が設定されました。

なお、この計画では、空家バンクなどの利活用関連は地域創生課、特定空家などの老朽空家の除却関連は保健環境課が担当し、連携をとり推進しています。

▲西野牧地内の特定空家解体工事

【施工前】



【施工後】



建物解体工事及び
工事法面崩落防止石積工事施工

表5 空家等に関する苦情等集計

年 度	苦 情 件 数	指 導 件 数	勸 告 件 数	命 令 件 数	改 善 件 数
平成17～29年度	23件	19件	1件	1件	8件

表 6 ●人口の推移について

単位：人口：人、世帯数：戸

年度	昭和 30年	昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年
人 口	21,794	20,640	19,148	17,673	16,285	15,228	14,237	13,683	12,266
世 帯 数	-	4,097	4,076	4,067	3,977	3,835	3,812	3,761	3,654

年度	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 32年	平成 37年	平成 42年	平成 47年	平成 52年
人 口	11,171	10,144	8,911	7,564	-	-	-	-	-
世 帯 数	3,591	3,487	3,316	3,040	-	-	-	-	-
推 計 人 口	-	-	-	-	6,909	6,036	5,239	4,518	3,847
一人暮らし 老 人 数	322	403	502	541	-	-	-	-	-
二人暮らし 老 人 世 帯	464	522	568	548	-	-	-	-	-

※出典 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」(平成25年3月27日)、
下仁田町「福祉保険課調査」

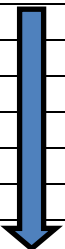
●空家実態調査について

平成27年度から地域創生課において空家実態調査を実施しました。調査方法は、初めに行政区の協力により、地区内の空家を抽出し、次に専門業者に業務委託し、現地調査を行い、「空家判断項目」及び「外観状況」ごとに対象空家のランク付けを実施しました。

＜空家判断項目＞	
ランク	件数
A	91
B	121
C	294
合 計	506

＜外観調査＞	
ランク	件数
A	239
B	158
C	109
合 計	506

＜調査結果空家判断項目及び外観調査＞

空家判断項目	外観調査	件数	推定空家度
A	A	73件	低い
A	B	13件	
A	C	5件	
B	A	50件	
B	B	38件	
B	C	33件	
C	A	116件	
C	B	107件	
C	C	71件	
			高い

平成30年度には、「空家判断項目」及び「外観調査」が共にCランク71件を調査し、除去補助制度の活用についての情報提供等、それぞれの対策を促す通知等を行い、所有者への指導及び助言を行いました。

・老朽空家除却補助金交付件数（補助金額：200,000円を限度とする。）

	平成28年度	平成29年度
補助金申請者	3件	10件
補助金交付者	3件	5件

・老朽空家除却補助制度の利用目標

平成年度	29年度	30年度	31年度	32年度
除却棟数	15棟	15棟	15棟	15棟

●所有者等による空家等の適切な管理の促進

「下仁田町空家等対策の推進に関する条例」では、特定空家等になるおそれがある場合、所有者等に対して助言又は指導をすることを規定しています。

ホームページ、広報誌をはじめ、固定資産税納税通知書とともに空家等の適正な管理を呼びかけるチラシを配布し、啓発活動を強化します。

特に、近い将来に特定空家となる可能性が高い空家の所有者に対しては、所有者自身による除却が進むよう、「下仁田町老朽空家除却補助金交付要綱」に基づく補助金制度の情報を提供します。

「老朽危険空家」計画目標 → 取り組み状況			
計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
老朽空家除去補助制度を普及させ、所有者による適切管理を呼びかける。	計画期間中、年間15棟の老朽危険空家の除去を実施する	広報及び固定資産税納入通知書発送時にチラシを同封し、老朽空家除去補助制度を周知	×

No.9 地球温暖化防止策の取り組み

●下仁田町等地球温暖化防止実行計画の背景

地球温暖化問題は、大気中の熱を吸収する性質の温室効果ガスが増えた結果、地球全体の気温上昇や水温変化で、海面上昇や降水量変化を引き起こし、洪水・干ばつ・酷暑・台風などの異常気象により、農漁業や生態系や人類の社会的生活にも悪影響を及ぼすことです。その主因は人為的な二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、オゾン層の破壊物質であるフロン類などの温室効果ガスの排出量増加とされ、最大要因は、石油や石炭など化石燃料燃焼等による二酸化炭素と言われています。

1997年(平成9年)に先進国の削減数値目標を定めた「京都議定書」が合意され、日本では2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の5か年で1990年(平成2年)と比較して6%の削減目標が定められ、達成しました。

1999年(平成11年)4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」が施行され、国や地方公共団体、事業者、国民の地球温暖化対策に対する責務が明確化されました。また、2008年(平成20年)には、「温対法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」が相次いで改正され、地球温暖化対策やエネルギー対策が更に強化されました。

京都議定書第二約束期間不参加で、京都議定書目標達成計画は平成24年度末で終了しましたが、2010年(平成22年)メキシコで開催された第16回気候変動枠組条約締約国会議(COP16)のカンクン合意に基づき、2020年(平成32年)まで引き続き地球温暖化対策に取り組んでいきます。

さらに、2015年(平成27年)6月に2030年度の電源構成を固めたことから、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度と比較して26%削減の水準にする目標を決定し、7月に国連に提出しました。12月には国際的な削減枠組み合意を目指し、フランス・パリにおいて「国際気候変動枠組条約第21回国際会議(COP21)」が開催され、世界共通の共通目標として、産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃未満に抑えることや平均気温上昇1.5℃未満を目指すこととしました。

町では、平成22年2月策定の第1次「下仁田町等地球温暖化防止実行計画」が平成27年度で計画の5か年が経過したことから、平成28年度から32年度までの第2次計画を策定いたしました。

●下仁田町等地球温暖化防止実行計画の目的

「下仁田町等地球温暖化防止実行計画」は、下仁田町の本庁及び出先機関並びに下仁田町内に事務所を有し、下仁田町がその構成員となっている一部事務組合(甘楽西部環境衛生施設組合、下仁田南牧医療事務組合)が行う事務及び事業活動に伴い様々な環境負荷が発生していることを自覚するとともに、地球温暖化防止活動の基本姿勢を職員一人ひとりが認識し、必要な地球温暖化防止活動を着実に実践するための計画を定めるものであり、以て下仁田町における地球温暖化防止活動のトップランナーとして住民・事業者はその範を示そうとするものです。

・計画の期間

本計画は、目標年度を平成32年度とします。
また本計画の基準年度を平成26年度とし、計画の対象期間を平成28年度～平成32年度までの5年間とします。
ただし、本計画の進捗状況や技術革新、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

・計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本町等が行うすべての事務・事業とします。これは、庁舎のみならず、浄水場、ガス供給所、町立学校、清掃センター、クリーンセンター、厚生病院など本町等が直接管理する全ての施設が対象となります。

なお、本町等の施設のうち、指定管理者に管理委託した施設における事務・事業は計画の対象外とします。

また、外部への委託等により実施する事務・事業で温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

・削減目標

平成32年度における温室効果ガス排出量を、基準年度比（平成26年度比）5%削減することを目標とします。

表7 本町等の目標年度(平成32年度)における活動毎の排出量

()数字は吸収量を示します。

排出量単位: Kg-CO2

活動項目	前回基準年度 (H21)排出量	前回目標年度 (H27)排出量	目標削減量 (%)	今回基準年度 (H26)排出量	削減実績(%) 【H21-H26比較】	今回目標年度 (H32)排出量	削減量 (%)
燃料消費量	1,405,152	1,264,637	△ 10	1,445,936	2.9	1,373,639	△ 5
電気使用量(東京電力)	1,643,618	1,479,256	△ 10	1,821,399	10.8	1,730,329	△ 5
自動車の走行量	3,119	2,806	△ 10	2,880	△ 7.7	2,736	△ 5
一般廃棄物焼却量(全量)	61,884	55,696	△ 10	59,574	△ 3.7	50,638	△ 15
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	1,986,215	1,787,594	△ 10	1,868,915	△ 5.9	1,775,469	△ 5
笑気ガス(麻酔剤)使用量	3,036	3,036	0	-	-	-	-
し尿処理量(し尿処理施設)	10,755	10,432	△ 3	8,838	△ 17.8	7,512	△ 15
浄化槽	43,739	43,739	0	30,666	△ 29.9	27,599	△ 10
町有林施業量	(126,000)	(126,000)	-	(126,000)	-	(126,000)	-
排出量計	5,031,518	4,521,195	△ 10	5,112,208	1.6	4,841,923	△ 5

・具体的な行動

日本で行われている取り組みとして「クールビズ」「ウォームビズ」低炭素製品への積極的買い替えなどを旨とする「クールチョイス」「リサイクル運動」「エコバック」「グリーンカーテン」等があります。

職員として取り組むべき事項として、電気使用量削減（照明や電源、空調の適正管理、ノー残業デー）、公用車燃料削減（近距離の自転車使用、省エネ運転励行）、ごみ排出量削減（文書印刷やコピーの適正化、必要最小限のプリントアウト等）などが挙げられます。

職員一人一人が意識を高め、継続した取り組みの実践が重要です

「地球温暖化防止」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
地球温暖化の取り組みにより環境保全の町のイメージをつくる	計画期間中CO2排出量5%削減させる	公共施設における電気使用量削減、公用車燃料削減、ごみ排出量削減等を実施	継続中

No.10 放射線対策の取り組み

●除染等の措置等の実施に関する方針

当町は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染に対して、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」といいます)に基づき、除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

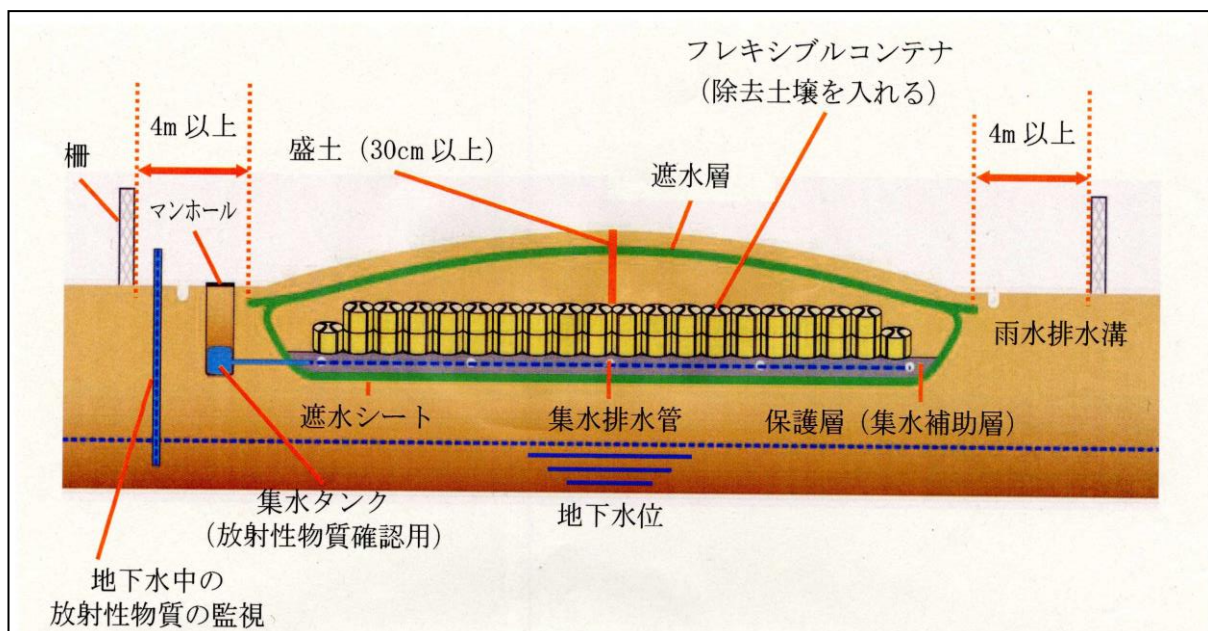
・下仁田町大字吉崎地内 大山国有林における仮置場設置

下仁田町大字吉崎地内の大山国有林(以下「国有林」という。)内に設置された下仁田町内の除染活動に伴い発生した除去土壌及び除染廃棄物(以下「除去土壌等」という。)の仮置場(次ページ参照)については、関係法令や「除染関係ガイドライン」及び「廃棄物関係ガイドライン」に沿って、基本的に以下に示す仕様等に基づき、平成25年6月から除染開始、平成25年9月に搬入が終了し、モニタリングを継続しています。

・施設の仕様と安全管理の内容

仮置場の仕様	・除去土壌に雨がつかないように除去土壌の上を遮水シート(耐候性・防水性のあるシート)で覆います。また、汚染されていない土壌で盛土(30cm以上)し遮へいを行っています。 ・除去土壌を搬入する際には、放射性物質が飛散しないように、フレキシブルコンテナ(除染土壌を入れる専用の袋で耐候性・防水性に優れています)に入れたまま埋設しました。この場所から移動する際にもこのまま取り出しを行います。 ・地下水への浸水を防ぐため、遮水シート(耐候性・防水性のあるベントナイトシート)を敷き、万が一の場合でも遮水シートの効果により浸水を固めます。
仮置場の監視	【空間線量率】 ・仮置場の空間線量率を測定し、その結果を記録しています。なお、測定は週に一度実施し、その結果を吉崎区公会堂に掲示しています。 【地下水の放射能濃度】 ・集水タンク(放射性物質確認用)内にたまっている水について、放射性セシウム濃度を測定し、その結果を記録します。なお、測定は月に一度実施し、その結果を吉崎区公会堂に掲示しています。 【千沢川の放射能濃度】 ・千沢川の河川水を月一度測定し、吉崎区公会堂に掲示しています。
記録保存	・以下の記録を施設操業期間終了まで保存します。 ① 保管した除去土壌の量 ② 保管を開始した年月日及び受入先場所 ③ 運搬した委託業者名及び車両番号 ④ 空間線量率と水質検査等の結果
修復措置	・測定した空間線量率や地下水等に含まれる放射能セシウムの濃度が、変動幅等を上回る測定値が観察された場合は、国(環境省)に連絡し、国の指示に従って原因究明を行い、仮置場がその原因であると認められた場合には遮へい材の追加、施設の補修、除去土壌の回収など必要な措置を講じます。
立入制限等	・仮置場から4m以上離れた距離周辺に囲い(ネット柵等)を設置しています。 ・見やすい箇所に除去土壌の管理の場所である旨、緊急時における連絡先を示した縦及び横60cm以上の大きさの掲示板を設けています。
跡地の確認	・保管期間が終了して、除去土壌を仮置場から運び出した後、跡地の土壌中に含まれる放射能濃度を測定し、安全を確認します。

● 除染土壤埋立処分仮置場図



(縦10m×横40m×深さ1m)

● 除染土壤埋立処分仮置場空間線量の測定

- ・単位： $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト)
- ・測定：毎週1回 (月4回～5回)
- ・管理基準値： $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下
- ・仮置場実測値： $0.04\mu\text{Sv/h} \sim 0.06\mu\text{Sv/h}$ 内 (H25.8～現在)

● 町内15地区80測点空間線量の測定

- ・単位： $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト)
- ・測定：年2回 (7月・11月 測定高100cm)
- ・馬山30測点、下仁田40測点、青倉9測点、小坂1測点
- ・管理基準値： $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下
- ・各地区平均値： $0.05\mu\text{Sv/h} \sim 0.08\mu\text{Sv/h}$ 内 (H29年度)

「地球温暖化防止」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
放射線モニタリング事業継続により、安全・安心を図る	早期に放射能汚染状況重点調査地域の指定解除を図る	仮置場及び町内の放射線、食品等のモニタリング調査は継続しているが指定解除には至っていない	×

No.11 環境への意識の取り組み

国立研究開発法人「国立環境研究所」が、平成28年6月に実施した、全国18歳以上の未作為抽出男女3,000名対象(回答1,640名)の「日本人の環境意識についての世論調査」結果によると、最近の環境変化についての設問では、「やや悪くなっている」31.2%、「悪くなっている」27.9%と悪化しているとの回答が合計で59.1%と多数を占める結果となりました。



▲春の訪れを待つ桜の枝
(荒船湖畔)

気候変動や温暖化を心配しているかの設問では、「心配である」41.7%、「やや心配である」27.6%、「非常に心配である」21.6%と、心配している回答が合計90.9%と大多数を占める結果でした。

最近気候が変動していると思うかとの設問では、94.1%が「そう思う」と回答し、多くの方が気候変動を実感し、その原因では、41.2%が「一部は自然現象、また一部は人間活動に原因がある」を選択し、36.77%が「おおかたは人間の活動に原因がある」とし、自然現象を主な原因とするものは10%以下にとどまりました。

気候変動の影響について、「自分にとって気候変動や温暖化は大きな影響を及ぼす」は、「そう思う」「ややそう思う」合計82%、「気候変動や温暖化は日本以外の国でも体感される問題だと思う」は、同様に合計95.9%、「気候変動や温暖化抑制のため、私にも何かできることがあると思う」は、同様に合計73.9%、「日本人が力を合わせれば、気候変動や温暖化抑制のため、何かできることがあると思う」も同様に合計で75.2%といずれも大多数が「そう思う」もしくは「ややそう思う」と賛成の態度を示しました。

気候変動を防ぐための行動については、全体的に「どちらでもない」「あまりあてはまらない」の回答率が高く、積極的ではない様子が見受けられました。

環境への行動については、全体として環境に配慮することに肯定的な傾向ですが、他人がどう考えるかは、あまり関知しない傾向にあるようでした。

環境保全手段については、「化石燃料(石炭・石油・ガスなど)使用に係る税金を増やす」は、「どちらでもない」が28.2%と最も多く、「原子力使用を増やす」については「反対」が41.7%と最多でした。「公的資金から風力や太陽光発電に補助金を出す」は、「賛成」38.5%、「やや賛成する」34.6%合わせて73.1%と大多数、「電力料金を上げて、国民の電力使用の節約を促す」は、「反対する」が26.8%と最多となり、「家の断熱効率を高める工事をすすめる際に公的資金から補助金を出す」は「やや賛成する」が34.6%、「賛成する」が34.3%と合わせて68.9%と大多数が賛成で、補助金は賛成しやすく、徴収は反対傾向となりました。「エネルギー効率の悪い家電販売を法律で禁止」は、「どちらでもない」が31.3%と最多となり、「気候変動や温暖化による災害に備えるために公的資金を使う」は、「賛成する」が44.1%、「やや賛成する」が33.7%と合わせて77.8%と大多数となりました。同様に、「発展途上国で発生した洪水や干ばつなどの異常気象対応のため、公的資金支援を行う」は、「賛成する」と「やや賛成する」の合計が68.1%と大多数で、「I 環境を汚染した人や会社に厳しい罰則を科す」についても同様に「賛成する」と「やや賛成する」の合計が71.7%となりました。

日本の今後の取り組みについては、「どちらかと言えば今まで以上の対策をとるべきだと思う」が44.9%、「今まで以上の対策をとるべきだと思う」が22.3%で合計67.2%が肯定的でした。

気候変動の道徳的観点から考えた意見では、「気候変動や温暖化が私たちの子供や孫の世代にも影響を及ぼすと思う」は76.5%が「そう思う」と回答し、「貧しい国に、より大きなダメージを与えてしまうと思う」は、49.77%が「そう思う」と回答し、大多数が、世代間や貧富の差の問題について認識を持っていることがうかがえました。

現在の環境問題の責任が先進国か途上国かの問いには、45.6%が「双方に同じくらいの責任がある」、37.3%が先進国と回答し、途上国と回答したものは7.3%と少数でした。

平成23年3月の東日本大震災発生時期と比較し、電力消費がどの程度増減したかの設問では、「減った」「やや減った」合わせて33.4%となり、大震災以降、各家庭でさらなる省エネを継続する家庭が多くいる様子が伺えます。

原子力発電のリスクと便益を比較した問いでは、「リスクは便益を上回る」が41.4%で、一方、「便益はリスクを上回る」が27.8%、「同じくらい」が16%であるので、リスクを心配する結果となりました。

気候変動や温暖化減少のため、自分自身の生活習慣を変えなければいけないかとの設問には、「そう思う」「ややそう思う」合わせて72.6%で、ライフスタイルの変化の必要性を認識している様子がうかがえます。

●各種検査の実施と公表

当町では、安心・安全な生活環境が保てるよう、国の法令やガイドラインに基づき、以下の検査を行い、結果を町ホームページ等で公表しています。

発生場所	検査内容	発生原因等	検査方法	公表方法	担当課等
清掃センター	ダイオキシン類	可燃ごみの焼却	排ガス採取	町ホームページ	甘楽西部環境 衛生施設組合
クリーンポケット (一般廃棄物最終処分場)	ダイオキシン類	焼却灰埋立	放流水水質検査	町ホームページ	
仮置場	放射性セシウム (除染土壌)	原発事故 (H23.3.11)	空間線量測定	町ホームページ (該当地区掲示板)	町保健環境課
水道水	水質基準51項目 (原水・浄水)	水源水質等	水道法に準拠	町役場情報 コーナー	町建設ガス水道課

●将来世代に残したい社会

当町では、平成25年度より、「ふるさと下仁田応援寄附金(ふるさと納税)」として町外・県外からの多くの方々から、下仁田町の将来の発展を経済的に応援する趣旨の下、多額の寄付金をいただいております。

この応援金の活用項目で、「少子高齢化対策」に次いで2番目に「環境保全事業」を希望する方が多いことから、町外に住んでいても下仁田町に将来世代のため環境を守り、良好な環境が保全されている社会を残してもらいたいと望んでいることが伺えます。

なお、寄付金は、環境美化パトロールや空家解体に活用しました。

「環境への意識」計画目標 → 取り組み状況

計画目標	達成目標	平成29年度結果	判定
大人の環境に対する意識を高める	環境に関するイベントを年1回開催する	各地域にて道路愛護清掃を実施し、環境美化にご協力とご理解をいただきました。	○
子どもの環境教育を進める	環境に関する活動に、全町民・事業者・行政が何らかの形で参集する。	環境(地質、植物等)に触れる観察会を、下仁田自然学校の主催で実施。平成25年度から「下仁田学習」としてジオパークについて授業を行うなど、子どもの環境教育を進めました。	○

平成31年(2019年)3月現在

下 仁 田 町 環 境 審 議 会 委 員 名 簿

No.	役職名	所 属	所属先役職	氏 名
1	会 長	下 仁 田 自 然 学 校	校 長	真 野 勝 友
2	副会長	下仁田町議会社会経済常任委員会	委 員 長	木 暮 弘 元
3	委 員	下仁田町議会社会経済常任委員会	副 委 員 長	永 井 正 之
4	委 員	下 仁 田 町 観 光 協 会	理 事	新 井 涉
5	委 員	下 仁 田 町 商 工 会	理 事	佐 藤 憲 一
6	委 員	甘 楽 富 岡 農 業 協 同 組 合	理 事	神 戸 幸 作
7	委 員	下 仁 田 町 森 林 組 合	組 合 長	須 賀 芳 明
8	委 員	下 仁 田 町 蒟 蒻 組 合	組 合 長	小 林 徹
9	委 員	下 仁 田 町 校 長 会	下仁田中学校長	土 屋 勇
事務局		下 仁 田 町 保 健 環 境 課	課 長	岩 井 収
		下仁田町保健環境課 環境係	課 長 補 佐	赤 岡 明
		下仁田町保健環境課 環境係	環 境 係 長	鈴 木 英 男
		下仁田町保健環境課 環境係	係 長 代 理	永 井 賢
〒370-2601 下仁田町大字下仁田111-2 下仁田町役場 保健環境課(保健センター内) 電話 0274-82-5490				